

令和 8 年度東峰村障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、本村における障がい者就労施設等からの物品および役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

2 方針の適用範囲

この調達方針は、本村の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

（１） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）

ウ 生活介護事業所

エ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う施設）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

（２） 障がい者を多数雇用している事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障がい者多数雇用事業所

① 障がい者の雇用者数が 5 人以上

② 障がい者の割合が従業員の 20%以上

③ 雇用障がい者の占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30%以上

（３） 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）

イ 在宅就労障がい者に対して援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達の対象となる物品等

物品（事務用品・書籍、食品類、小物雑貨、その他の物品）

役務（印刷、クリーニング、清掃・施設管理、その他の役務）

5 調達目標額

5 万円

6 調達の推進方法

障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設からの情報をもとに情報提供を行うものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本調達方針は、村ホームページ等で公表する。
- (2) 調達実績は会計年度の終了後に取りまとめ、村のホームページ等で公表する。

8 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、住民福祉課とする。

9 その他

物品等の契約にあたっては、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び東峰村財務規則(平成 17 年規則第 36 号)等に定める随意契約も活用し、障がい者就労施設等からの調達を推進する。